

## 平成 30 年度 第 1 回理事会 議 事 報 告 書

1. 日 時 平成 30 年 6 月 4 日（月） 正午～16 時 00 分

2. 場 所 岸記念体育会館  
\* 12:00～ グループ・ミーティング 1 階 102 号会議室  
\* 14:00～ 第 1 回理事会 1 階 103 号会議室

3. 出席者 理事 16 名、監事 3 名  
\* 欠席：(理事 4 名)  
片岡清司、柏木孝則理事（WC マルタ帯同のため）  
野口省吾、夏樹陽子

4. 陪 席 清水光一（東京五輪サブマネ）  
大江直之（事務局長）

5. グループ・ミーティング（12:00～）

\* 理事・監事を三班に分け、本日の理事会審議事項として用意されている  
「競技団体の方針・目標について（理事の役割含む）」、会長・事務局長より資料配布の上、原案説明があり、原案について各グループで意見集約。

6. 3R 宣言の確認  
増田委員長より次の通り説明。  
定時社員総会で承認された「3R 宣言書」を理事会の冒頭で朗読させていただく。  
（3R 宣言書 朗読）

7. 議長及び議事録署名人  
事務局より、定款第 42 条に基づき本理事会の議長は高橋会長が務める旨説明。続いて高橋議長より議事進行協力への挨拶があり、本理事会の議事録署名人

は、定款第 47 条に基づき、高橋議長と出席監事となる旨を報告。

## 8. 報告事項

### (1) 夏季本部公式大会①（花巻）について

事務局長より配布資料に添って、参加人数や成績等について報告説明。

### (2) ブロック委員長及び地方協会委員について

事務局長より配布資料に添って、各ブロックより選出された競技・審査・総務・強化の各委員長、地方協会より選出された各委員について報告説明。

清水氏より、広島県協会については配布資料に掲載された方々が全て理事職を辞されているため、後日、再提出させていただきたい旨説明がありこれを了承。  
また、井出理事より、近畿ブロックの各委員長選出が未済の経緯説明があった。

広島県協会関係者を除いて、配布資料記載の各ブロック委員長及び委員を委嘱することが了承され、未だ未提出のブロックや地方協会へ本部事務局より督促を行なうことを申し合わせた。

### (3) 役員選考委員会について

事務局長より配布資料に添って、去る 4 月 17 日に行われた役員選考委員会で選出された学識経験者理事候補者及び補欠理事候補者、監事候補者及び補欠監事候補者について報告説明。

また、補欠理事候補者及び補欠監事候補者が、定時社員総会で承認された後、「理事待遇・監事待遇」という役職で委嘱し、理事会開催時は陪席いただくことが役員選考委員会より理事会へ上程されている。

メリットとしては、1 次期理事・監事の人材育成、2 理事や監事に欠員補充があった場合の円滑な引継ぎ等が挙げられ、補欠理事・補欠監事を「理事待遇・監事待遇」として委嘱することが了承された。

### (4) 強化委員会報告（WC マルタ・アメリカ、アジア大会）

事務局長より、強化委員会実施の予選結果に基づき、WC マルタ、WC アメリカ、

アジア大会（インドネシア）の派遣選手団が配布資料の通り決定した旨を報告説明。

また、東京五輪に向けた役員養成の必要から、6月開催のジュニア WC ズール大会へ審査団として加藤衛氏、審判員として柏木孝則氏を派遣していること、世界選手権（韓国）の第2次予選の途中経過、最終予選は6月27～28日を予定している旨を補足説明し、了承された。

#### （5）総務委員会報告

事務局長より配布資料に添って説明。

現在、総務委員会では、増田委員長・丸石副委員長が率先し、日クレ会員証の付加価値を高める取り組みを検討し、現在、日本レンタカーの優待料金利用、アパホテル他宿泊施設の優待料金利用が候補として挙がっている。

詳細については配布資料の通りであり、付加価値を会員証に付けることで既存の会員が継続いただける環境を整備する、或いは新規会員獲得の一助になる可能性もある。

本日の理事会で了承いただければ、先方と覚書を交わし、会員各位の優待利用が可能となる。

丸石理事より補足説明。

会員証の付加価値について総務委員会で協議した結果、会員選手は毎週のように各地方公式大会へ行き、ホテルやレンタカーを借りている現状があり、「会員の福利厚生」として、日クレ会員であれば優待料金でOKというところが全国で約600～700近くある。もし、これを進めさせていただければ、会員にとっても経費削減、会員に入って良かったというメリットが期待できると考えている。

質疑応答後、会員証の付加価値に対する取り組みが了承され、関係各社と手続きを進めることを申し合わせた。

#### （6）競技委員会報告

事務局長より配布資料に添って次の通り説明。

春季本部（愛知）夏季本部①（花巻）が終わり、両大会ともトラップ種目が受付

初日で定員締切となり、多くの会員選手より本部事務局へ不満が寄せられていることを前回の理事会において報告させていただいた。

競技委員会で善処するよう理事会から依頼があり、競技委員会で検討した結果、本部公式大会の申込方法を次の通り改正することとした。

- ◇申込期間を受付から 10 日程度で締切。
- ◇従来在先着順ではなく、抽選で参加選手を決定。
- ◇10 日で締め切った選手から、まず始めにクラス分け確定のためのクラス別抽選を行う。（\*A クラス 18 人、B クラス 18 人、C クラス 6 名）
- ◇クラス別抽選にて計 42 名確定。残る定員までの残数 30 名をクラス関係なく更に選を行い、定員 72 名を確定。
- ◇平成 31 年度以降は、日照時間が長い夏季本部公式をトラップ 3 面が稼働できる伊勢原や愛知で実施すれば、更に参加募集人員を増やすことができると考えている。
- ◇強化委員会からの要望があるため、ナショナル選手・強化指定選手（トラップ 5 名・スキート 8 名）のうち、本大会への参加希望があった場合は、クラス別抽選へ加えず無抽選により参加選手として決定。

質疑応答後、本部公式大会の受付方法変更を了承。

## 9. 審議事項

### (1) 正会員の変更について

議案について事務局長より配布資料に添って説明。

入会・退会規定第 8 条に基づき、4 つの地方協会（北海道、富山、和歌山、徳島）から正会員の変更届が提出されており、要件としては会員登録、当該地方協会の機関決定を経ている旨の 2 つがある。

正会員の変更については、理事会または理事会から委任された資格審査委員会が入会の可否を決定することになっているため、本理事会で承認願いたい。

なお、富山と徳島は機関決定を経た旨の書類が不備であるため、書類が本部事務局へ届き次第、正会員の変更手続きを進めることで総務委員長へご一任願いたい。

質疑応答後、議長が議場に諮り、4 つの地方協会から提出された正会員変更届は

承認され、富山と徳島については、不備書類が到着次第、変更手続きを進めることで総務委員長へ一任された。

	(旧)		(新)
北海道	片岡 清司	⇒	坂井 則寿 (54 歳)
富山県	米本 勝則	⇒	瀧根 隆幸 (61 歳)
和歌山県	井出 益弘	⇒	竹中 利明 (43 歳)
徳島県	栗本 利幸	⇒	松本 稔彦 (62 歳)

## (2) 安藤啓一郎氏の除名解除について

議案について事務局長より配布資料に添って経緯説明。

安藤啓一郎氏については、平成 25 年度臨時総会において基本財産の不当な取り崩しを行い、その補填を拒否した方々を 14 名が除名処分となった経緯があり、そのメンバーに含まれていた。除名処分を受けた 14 名のうち 8 名が処分決定の無効を求める訴訟を提起し、一審は当協会が勝訴、二審では担当裁判官から強い和解勧告があり、処分を被った方々が協会に迷惑を掛けたことは否めない部分もあるため、1 人当たり 100 万円の 800 万円の和解金を協会に支払うことで和解、当協会の総会決定をもって当該 8 名と和解し、会員へ復帰した経緯がある。

この 8 名に安藤氏は含まれていないため、平成 25 年度臨時総会で決定した除名処分を受け入れた状況であり、以後、当協会における会員活動は無く、登録もしていない。

但し、基本財産の取り崩しに関する損害賠償請求訴訟が現在係争中であるところ、安藤氏は当時の理事であったため、被告の一人に入っていた。その損害賠償請求訴訟は各位も周知の通り、昨年 9 月末に判決が下り当協会の勝訴となった。

その後、この損害賠償請求訴訟は既に控訴審に移っているが、控訴審の審尋が始まる前に中国ブロック理事を通じて、安藤氏から当協会と和解をしたい旨の申し出があり、然るべき和解金をお支払いいただき、控訴審の審尋が始まる前に平成 30 年 1 月 16 日付で和解が成立したことは、当時の理事会へ報告させていただいた。

去る平成 30 年 3 月 30 日、中国ブロック代表理事と傘下各県協会会長の連署で、

安藤啓一郎氏の除名処分解除について要望書が届いた。当協会は、既に裁判所を通じて安藤氏との和解が成立しているが、除名処分については理事会・総会の決議になっているので、当然これを解除するにも理事会・総会の決議が必要となるため、本日議題として取り上げさせていただいた。

質疑応答後、議長が議場に諮り、安藤啓一郎氏の除名処分解除について承認され、来る6月27日開催予定の定時社員総会へ理事会案として上程することを申し合わせた。

### (3) 平成29年度事業報告書(案)について

議案について事務局長より配布資料に添って説明。

#### 《総評》

平成29年度(2017年度)は、2020年東京オリンピックに向けた始動の年に当たり、JOC優秀コーチ設置事業を利用して協会初となる外国人コーチを招聘した。日本選手の技術指導や日本強化スタッフのコーチング技術習得に資することができたと自負している。

来年度、2020年東京オリンピックの出場枠(QP)が世界選手権(韓国)付与される予定であり、QP獲得に向けて強化スタッフ・選手一丸となって取り組んでいきたい。

また、東京五輪の競技役員養成の一環として、昨年度に続いて国際審判員講習会を実施し、新たに8名が合格した。その他、レフェリー技術向上等を目的として、競技委員会国際部からワールドカップメキシコ・キプロスに審判員や視察団を派遣した。

国内においては本部公式大会や第72回愛媛国体の充実を図った他、国体毎年開催復帰を果たすために協会の将来構想策定を決め、第3期見直しで表面化したウィーク・ポイント(会員数の増、女子会員比率の向上、ジュニア層会員の拡充)を対象とした改革プランの一環として、会員数増を目的とした各種取り組みを展開していくこととした。

平成29年度の具体的な取り組みとしては、JCSAルールの導入、グランド・マスター大会の実施、C級会員向け競技会の企画を行った他、入会金の減免について総会へ上程する理事会案を決定した。

ガバナンス強化関係では、専門委員会の統合、各ブロック・地方協会の専門委員長・委員の選出を行い、今後は本部・ブロック・地方協会が連携したピラミッド型の組織構築を基盤とした協会運営を図っていきたい。

質疑応答後、議長が議場に諮り、平成 29 年度事業報告書（案）について承認され、来る 6 月 27 日開催予定の定時社員総会へ理事会案として上程することを申し合わせた。

#### （４）平成 29 年度収支決算書（案）について

議案について事務局長より、配布資料に添って予算対比上、対比額が大きい部分を重点説明。

##### 《経常収益》

◇会員数減に伴う年会費減

##### 《事業収益》

◇公式大会事業収入：スキート参加人員減に伴う減額

◇段級位事業収入：名誉段位登録者が居なかったことに伴う減額

◇広報事業収入：名刺交換会を実施しなかったことに伴う減額

◇国体事業収入：福井国体リハーサル大会を収入・支出共に予算計上していなかった他、愛媛国体時の地元役員経費を本来、愛媛県協会を通じて支給するところ、人手が足りないために当協会を通して支払ったため、収入・支出共に増額。

◇審査・講習会事業収入：審判員講習会及び公認指導員講習会の参加者減少に伴う減額。

◇雑収入：予選会参加料とナショナルチーム受験料、スポーツ庁競技別強化拠点事業におけるマネジメントスタッフ人件費に伴う増額

◇補助金関係：JOC 交付金増に伴う増額

◇その他雑収益：強化事業参加選手自己負担、和解金収入に伴う増額

#### 《経常費用》

- ◇物品販売原価：協会グッズ作成に伴う増額
- ◇支払奨励金：国際大会入賞件数減に伴う減額
- ◇国体事業費：福井国体リハーサル大会を収入・支出共に予算計上していなかった他、愛媛国体時の地元役員経費を本来、愛媛県協会を通じて支給するところ、人手が足りないために当協会を通して支払ったため、収入・支出共に増額。
- ◇強化事業費：予選会実施経費、スポーツ庁競技別強化拠点事業におけるマネジメントスタッフの出張経費に伴う増額
- ◇JOC 事業：執行残に伴う減額
- ◇JSC 事業：ドーピング検査事業の執行残、タレント発掘事業は予算超過
- ◇管理費：職員永島の休職に伴う減額、シミュレーター・クレー5基の減価償却

以上、当期経常増減額としては 572 万円の黒字となり、住民税や法人税等を払った結果 181 万円ほど来期に繰り越す結果となった。

その他、貸借対照表の資産の部において、協会グッズ（タオル、帽子等）の作成に伴い棚卸資産が増加、年度末に工業会から 200 万円分の装弾券提供があったために、貯蔵品が増加した。

流動負債における短期借入金 2,086 万円については、理事会承認をいただき執行した三井住友銀行からの借入金 2,000 万円と有志方々からの引き継ぎ借入金が 86 万円ほど残っている合算である。

監事を代表して安田監事より、去る 5 月 24 日、公認会計士陪席の下、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業内容に係る事業報告書、決算収益について監査し、事業報告並びに収益決算が、法令並びに定款に従い正しく示されていたことを報告。

質疑応答後、議長が議場に諮り、平成 29 年度収支決算書（案）について承認され、来る 6 月 27 日開催予定の定時社員総会へ理事会案として上程することを申



し合わせた。

#### (5) 通報窓口設置要領について

議案について、事務局長より配布資料に添って説明。

顧問弁護士と契約の際、通報窓口の業務も賄ってもらうこととなっているが、相談窓口を設置し、利用要領を告知しないと一般会員は利用できないため、資料の通り利用要領案を作成した。

同要領では、窓口設置の経緯・目的を明記。その他に、連絡先、窓口を利用できる対象者、通報相談等の方法、留意すべき点は、通報者の秘密保持に配慮の上、通報者の氏名、連絡先、相談内容となる事実を把握するとともに、通報者、いわゆる告発した方に不利益な取り扱いが生じないように取り進める。

但し、通報窓口で対応できないものが2つあり、1つ目は係争中または調停中のもの、2つ目は個人の職務外の法令違反等行為や私怨（しえん）、誹謗（ひぼう）中傷、不平不満に関するものは受け付けられない。

また、時間の関係上、同要領案について顧問弁護士の了承を経ていない。弁護士の指摘に伴い軽微な変更が生じる可能性があるが、その際は、総務委員長へ一任願いたい。

質疑応答後、議長が議場に諮り、通報窓口設置要領は原案通り承認された。理事会終了後、顧問弁護士と確認を経て協会ホームページや機関誌へ告知することを申し合わせた。

#### (6) グループ・ミーティングの結果報告

（協議事項）競技団体の方針・目標について（理事の役割含む）

##### ◇A グループ（発表者：細川準次常務理事）

本部公式大会について

- ・レフェリーについては、国際ライセンス取得者を年代別・地域別にリスト化し、若い人材を起用することが必要。

地域別にしないと旅費等の経費が増大する。

- ・ 品格のある式典と観客が盛り上がるファイナル表彰式や閉会式へ出ず早退する選手の届け出義務化、一般者へ周知するポスター等作成

#### ◇B グループ（発表者：本戸歳知理事）

##### レフェリー等競技役員について

- ・ 視力がしっかりした若いレフェリー起用が希望であるが、高齢な方も若い方も皆が審判員資格を持っているよう、本部が頻繁に審判員講習会を実施するようにしたい。

地方公式大会における専従審判員については、金銭的な問題をクリアしないと本部公式レベルに引き上げるのは困難。

- ・ 会員増（女子会員増含む）

スポーツ雑誌等の掲載へ宣伝広告掲載。「お酒は20歳から、クレー射撃は18歳から」みたいなキャッチコピーはどうか？

#### ◇C グループ（発表者：増田正起常務理事）

##### 理事の役割について

- ・ 会員へ良い環境を提供。⇒具体例として本部公式。

厳格な競技会と適切な競技運営をすることで会員増強へ繋がる。

当面の収支は将来に向けた「投資」と考えることは賛成だが、参加人数は多い方が良い。現在は実施会場を公営射撃場へ限定しているが、面数が多い民間射撃場での実施を検討してもいいのではないか。

- ・ 品格のある競技会については、優秀なレフェリーが不可欠。

選手をリタイヤした方がレフェリーを務めるのではなく、レフェリーを専門職とする人材養成・育成を行うべき。

- ・ IOC や ISSF は一般者から支持される競技をベースとしており、人気の無い競技は淘汰されていくので、どうしたら観客を呼べるのか。

射場内の風紀、一般者向けのスペース又はエリア、休憩所や喫煙所などの計画が必要。

「隗（かい）より始めろ」の精神で、競技役員の姿勢や服装も態度も含めて厳格なルールを決めて品格のある大会にすることが肝要。

議長より次の通り説明。

理事・監事各位に再認識願いたい。

協会を建て直そうというのに、誰かに頼まれたからという理由で 80 歳を超えた高齢なレフェリーを起用する。指摘すると「経費」という。

では、WC 韓国を視察するために競技委員会は何名の人員を連れて行き、経費は幾ら掛ったのか？その視察目的は素晴らしい本部公式大会にするために競技運営内容を視察したのではないのか？

会員選手に素晴らしい環境を与えるために、中央競技団体が目指す本部公式とは何か？…皆で一生懸命考えよう。

#### (7) その他

事務局長より、本日理事会を欠席された夏樹陽子理事から 2 件のメッセージを預かっている旨説明。

- 1 芸能文化人ガンクラブは昔からリーグ持ち回りで「環太平洋射撃大会」を実施しており、昨年度はタイ、今年度は台湾で実施された。来年度の第 23 回大会は日本開催となるため、本部の協力を切にお願いしたい。
- 2 当協会の公認射撃場は現在 70 箇所ほどあるが、射撃場における現状把握のため、例えば女性用トイレがあるか、更衣室があるか、女性の利用客がどのくらい居るか等をアンケート形式で回答いただき、まずは実情把握した上で「女性に優しい射撃場」を目指したい。

議長から議場に諮り、夏樹理事の提案を進めることで承認。

以 上

\* 次回理事会：平成 30 年 6 月 27 日

定時社員総会終了後に開催。